

# 静岡市産業廃棄物処理対策推進方針

平成27年3月

静岡市

## 目 次

第1章 方針の概要	1
1 方針策定の趣旨	1
2 方針の位置づけ	2
3 基本方針	2
第2章 産業廃棄物の現状	3
1 産業廃棄物の発生及び処理・処分状況	3
2 産業廃棄物処理対策基本計画の達成状況	4
第3章 方針の体系	5
第4章 施策の実施内容	6
1 基本方針1 4Rのさらなる推進	6
(1) 発生抑制の推進	6
(2) 減量化の推進	6
(3) 再使用の促進	6
(4) 資源の循環利用の促進	6
2 基本方針2 安全・安心な廃棄物処理の推進	7
(1) 排出事業者の適正処理責任の徹底	7
(2) 処理業者への適正処理の指導	8
(3) 不法投棄等の防止の強化	8
(4) 有害廃棄物対策の推進	9
3 基本方針3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成	9
(1) 事業者への啓発強化	9
(2) 市民の理解と協力意識の醸成	9
(3) 情報の管理・公開の推進	10
第5章 産業廃棄物の種類ごとの対応	11

## 第1章 方針の概要

### 1 方針策定の趣旨

静岡市は、南アルプスから駿河湾までの広大な市域に多様で豊かな自然を抱えています。また、本市域は日本のほぼ中央に位置し、古くから国土の東西を連絡する重要な交流拠点として発達してきました。現代においても交通網の拠点として、物資の流通拠点になっており、多様な経済活動が活発に行われており、1年間に約105万トンの産業廃棄物が発生しています。

21世紀は、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会を見直して、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成することが求められています。国においては、こうした社会構造から循環型社会の形成を目指し「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」をはじめとする各種リサイクル法の制定、排出事業者処理責任の強化や不適正処理への対策を主眼とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」の改正を行い、廃棄物の適正処理を確保するとともに資源として循環利用するための法整備を進めています。

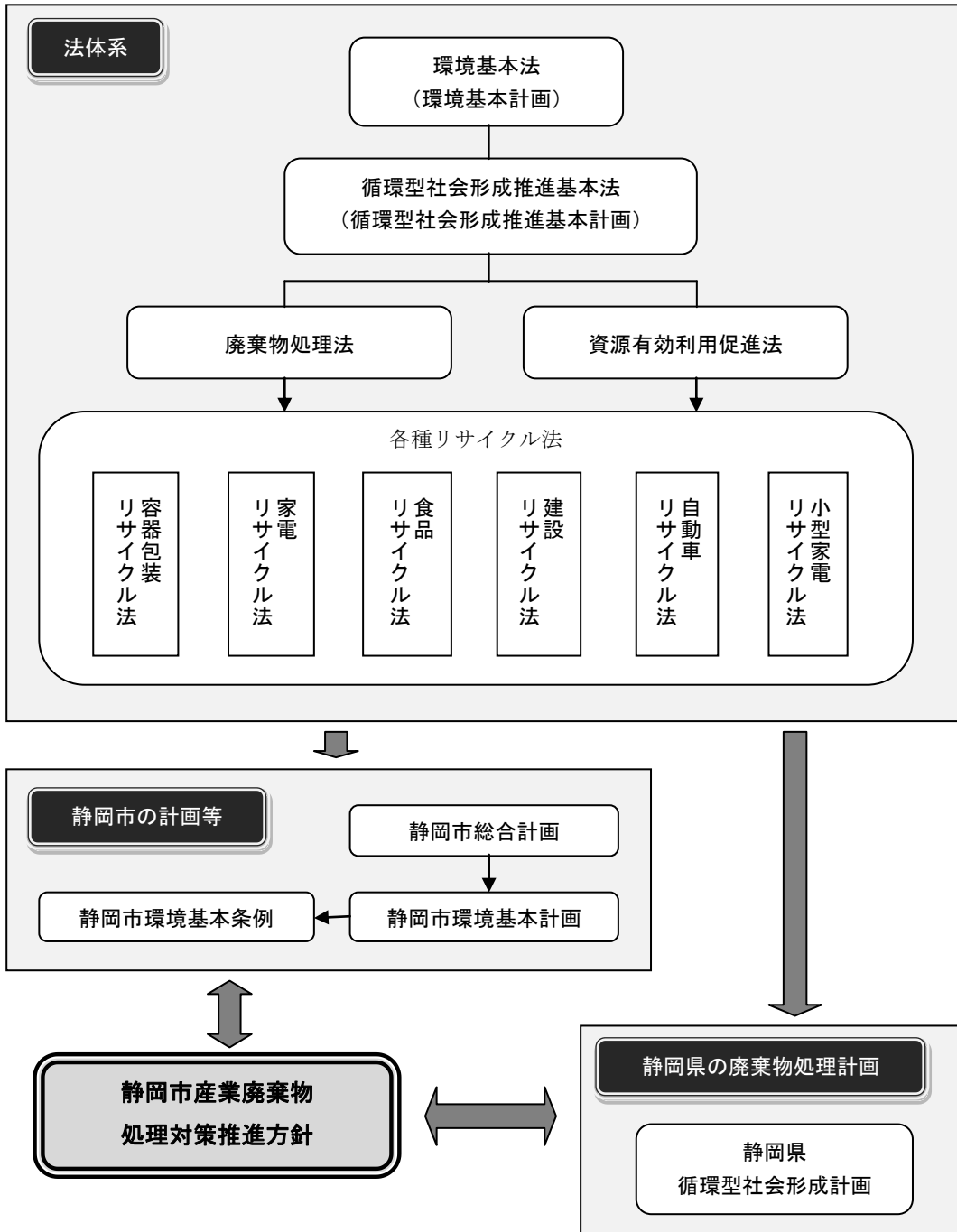
本市においても、平成17年3月に策定した産業廃棄物処理対策基本計画の基本理念「循環型社会の実現に向けて」のもと、排出事業者、処理業者、市民及び本市の産業廃棄物行政推進のための基本的な事項を定め、産業廃棄物の適正処理、資源化・減量化を進めてきました。

また、蒲原町、由比町を編入したことによる産業構造の変化に対応するため、平成22年3月に改定を行い、産業廃棄物を取り巻く状況に応じた施策を推進してきましたが、状況の変化により一層柔軟に対応し、施策評価を行うことができるよう、従来の計画の枠組みを「方針」と「実施計画」の2部構成に改めました。

「方針」は、特段の計画期間を定めず、基本的事項を示すものとし、「実施計画」は、各年度に実施する具体的な活動内容と目標を設定し、達成評価を行うこととしました。

## 2 方針の位置づけ

図1-1 本方針の位置づけ



## 3 基本方針

- (1) 4Rのさらなる推進
- (2) 安全・安心な廃棄物処理の推進
- (3) 廃棄物に対する意識の高揚・醸成

## 第2章 産業廃棄物の現状

### 1 産業廃棄物の発生及び処理・処分状況

#### (1) 発生量

平成25年度における産業廃棄物の発生量は1,049,099トンです。

業種別の発生量では、建設業が591,423トンで最も多く、全体の56.4%を占めています。次いで化学工業が198,613トン(全体の18.9%)、水道業が40,826トン(同3.9%)、非鉄金属製造業が30,731トン(同2.9%)、食料品製造業が24,439トン(同2.3%)、木材・木製品製造業(家具を除く)が23,178トン(同2.2%)、飲料・たばこ・飼料製造業が22,711トン(同2.2%)です。

種類別の発生量では、がれき類が532,150トンで最も多く、全体の50.7%を占めています。次いで汚泥が305,181トン(全体の29.1%)、木くずが51,990トン(同5.0%)、廃プラスチック類が36,222トン(同3.5%)、動植物性残さが33,310トン(同3.2%)、金属くずが26,590トン(同2.5%)、紙くずが20,301トン(同1.9%)です。

#### (2) 処理・処分量

平成25年度における産業廃棄物発生量1,049,099トンに対する処理・処分量の内訳をみると、再生利用量が561,109トン、減量化量が402,276トン、最終処分量が39,751トンです。

#### (3) 平成20年度との比較

平成20年度及び平成25年度における産業廃棄物の発生及び処理・処分状況を表2-1に示します。

表2-1 産業廃棄物の発生及び処理・処分状況の比較

項 目	平成20年度		平成25年度	
	量(t/年)	比率(%)	量(t/年)	比率(%)
発生量	2,637,459	100.0	1,049,099	100.0
排出量	2,616,653	99.2	1,001,982	95.5
再生利用量	833,877	31.6	561,109	53.5
減量化量	709,045	26.9	402,276	38.3
最終処分量	956,122	36.2	39,751	3.7
埋立最終処分量	56,638	2.1	39,751	3.7
海洋投入最終処分量	899,484	34.1	0	3.7

※「排出量」は発生量から有価物量を除いた量を示す。

※比率は、発生量に対する比率

## 2 産業廃棄物処理対策基本計画の達成状況

静岡市産業廃棄物処理対策基本計画（計画年度：平成22年度～31年度）における目標値は、次のとおりです。

排 出 量：平成31年度は、平成20年度に対し20%削減
再生利用量：平成31年度は、平成20年度の水準を維持
最終処分量：平成31年度は、平成20年度に対し25%削減

平成25年度の排出量は、平成20年度と比較して1,614,671トン（61.7%）減少しています。これは、平成20年度には、非鉄金属製造業から排出され海洋投入されていた汚泥899,484トンが、原料の変更により、平成25年度には0になったことが主な要因ですが、それを差し引いても約42%減少しています。

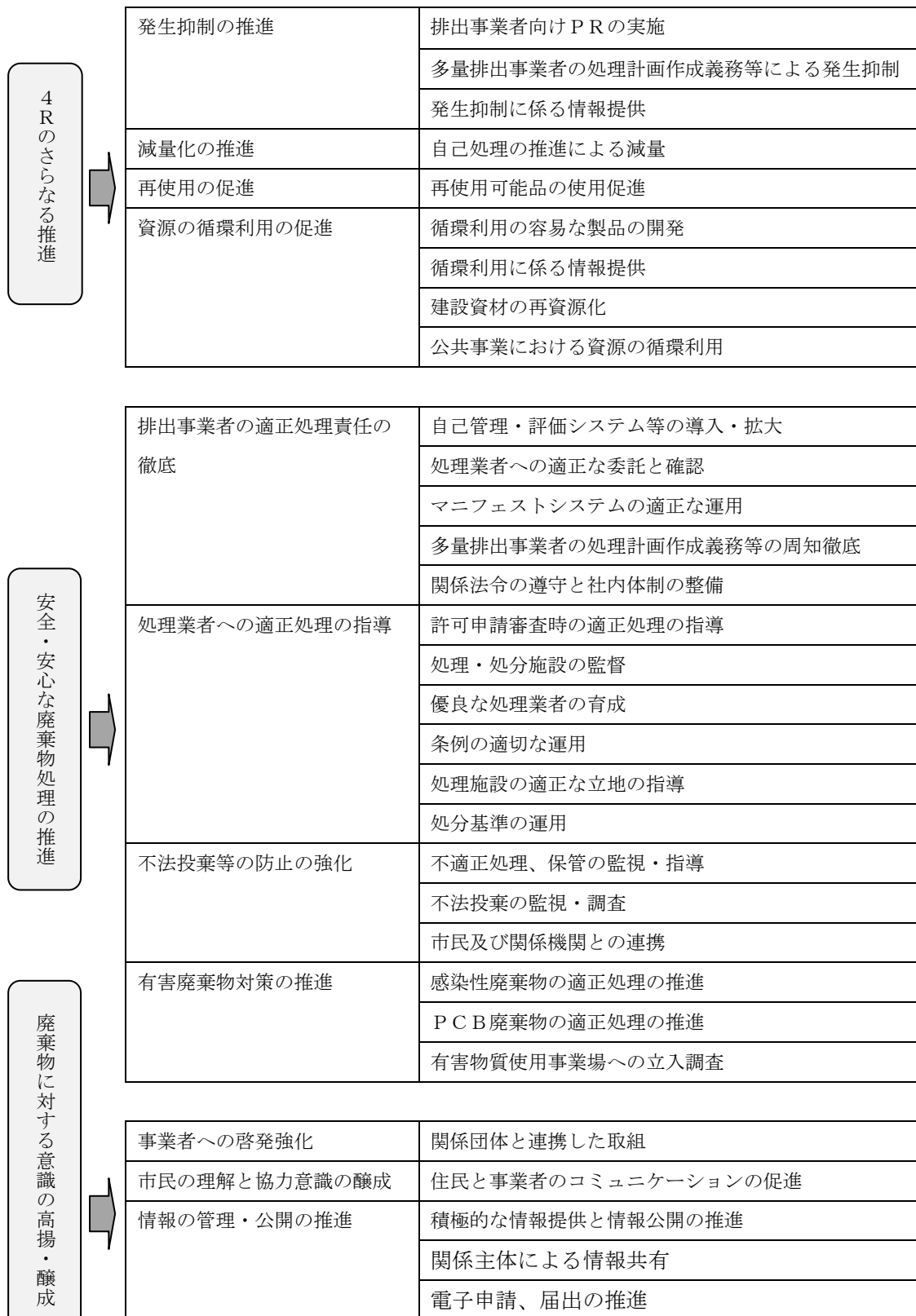
平成25年度の再生利用量は、平成20年度と比較して271,768トン（32.7%）減少しています。これは、排出量が大幅に減少していることが主な要因ですが、再生利用率は、53.5%に増加しています。

平成25年度の最終処分量は、海洋投入を除いた量で平成20年度と比較して16,887トン（29.8%）減少しています。

### 第3章 方針の体系

図3-1 方針の体系

【基本方針】



## 第4章 施策の実施内容

### 1 基本方針1 4Rのさらなる推進

#### (1) 発生抑制の推進

##### ① 排出事業者向けPRの実施

排出事業者に対して、産業廃棄物が極力発生しないように生産工程及び作業工程を改善し、産業廃棄物の発生を抑制することを、立入調査時に啓発します。

##### ② 多量排出事業者の処理計画作成義務等による発生抑制

多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書を作成し、その計画の実施状況を報告しなければなりません。計画作成に当たり、排出事業者自ら産業廃棄物の発生抑制に努めるよう指導します。

##### ③ 発生抑制に係る情報提供

産業廃棄物の発生抑制に関する情報を収集するとともに、排出事業者に対して積極的に情報提供を行います。

#### (2) 減量化の推進

##### ① 自己処理の推進による減量

排出事業者において、産業廃棄物の種類に応じて適正な減量化を自ら行うよう啓発を行います。

#### (3) 再使用の促進

##### ① 再使用可能品の使用促進

事業者に対して、再使用可能な製品を使用するよう、立入調査時に啓発します。

#### (4) 資源の循環利用の促進

##### ① 循環利用の容易な製品の開発

事業者に対して、製品が産業廃棄物となったときに容易に減量化、循環利用のできる製品の開発に努めるよう啓発を行います。

##### ② 循環利用に係る情報提供

産業廃棄物の循環利用に関する情報を収集するとともに、事業者に対して積極的に情報提供を行います。

##### ③ 建設資材の再資源化

建設工事の受注者に対して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を遵守し、分別解体及び再資源化を実施するよう、立入調査時



に指導を行います。

- ④ 公共事業における資源の循環利用  
公共事業から発生する産業廃棄物について、循環利用が図られるよう、関係部局に対して啓発を行います。

## 2 基本方針2 安全・安心な廃棄物処理の推進

### (1) 排出事業者の適正処理責任の徹底

- ① 自己管理・評価システム等の導入の拡大  
I S O、エコアクションの認証取得などの環境管理システムや自己評価システム等、継続的に産業廃棄物処理を改善・向上させる自己管理システムの導入を図るよう、事業者に対して、立入調査時に啓発を行います。
- ② 処理業者への適正な委託と確認  
産業廃棄物の処理を委託する場合、委託基準を遵守するよう、事業者に対して、立入調査時に指導を行います。  
また、条例に基づき、産業廃棄物の処理を委託するときは、処理業者の施設の実地確認を実施するよう、事業者に対して、立入調査時に指導、啓発を行います。
- ③ マニフェストシステムの適正な運用  
産業廃棄物管理票（マニフェスト）による産業廃棄物の処理の確認を行うことにより、適正処理が確保されます。マニフェストの適正な運用を励行するよう、事業者に対して、立入調査時に指導を行います。
- ④ 多量排出事業者の処理計画作成義務等の周知徹底  
多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況の報告義務があることを周知徹底します。
- ⑤ 関係法令の遵守と社内体制の整備  
産業廃棄物を適正に処理するには、排出事業者及び処理業者それぞれが廃棄物処理法をはじめとする関係法令を熟知し、かつ遵守しなければならないため、法令等の遵守の徹底を指導します。  
また、廃棄物管理や環境管理のための組織の設置、社員に対する環境教育・研修の実施をすることを、事業者に対して、指導、啓発を行います。

## (2) 処理業者への適正処理の指導

### ① 許可申請審査時の適正処理の指導

収集運搬業者及び処分業者において、適正な処理が行われるよう、許可申請時に指導するとともに、審査を厳正に行います。

### ② 処理・処分施設の監督

処分業者の施設が適切に維持管理されるよう、運転状況について、立入調査を実施し、指導、監督を行います。

また、収集運搬業者の積替え保管施設についても、同様に立入調査を実施し、指導、監督を行います。

自動車リサイクル法に係る解体業・破砕業の処理施設についても、同様に立入調査を実施し、指導、監督を行います。

### ③ 優良な処理業者の育成

排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備することで、処理業者の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を確保する必要があります。そのため、処理業者が優良認定を受けることを促進します。

### ④ 条例の適切な運用

平成21年3月に制定した産業廃棄物の適正な処理に関する条例では、産業廃棄物の適正な処理を促進し、生活環境の保全を確保することを目的として、県外産業廃棄物の市内搬入協議、処理状況の報告、処理施設設置に関する事前手続等を定めています。これらの定められた手続等を、確実に実施します。

### ⑤ 処理施設の適正な立地の指導

処理施設の整備に当たって、法令等の基準に従うことはもとより、周辺的生活環境に十分に留意した適正な立地が行われるよう、条例に基づく事前手続時に指導を行います。

### ⑥ 処分基準の運用

不適正な処理を行った処理業者に対しては、不利益処分基準に基づき適切に対応し、不適正処理の防止に努めます。

## (3) 不法投棄等の防止の強化

### ① 不適正処理、保管の監視・指導

処理基準、保管基準に適合しない処理、保管が行われることのないよう、パトロールによる監視、指導を行います。

## ② 不法投棄の監視・調査

不法投棄が行われないよう、パトロールによる監視を行うとともに、早期発見に努めます。

また、不法投棄を発見した場合は、行為者の調査を行うとともに、再発防止の対策を実施するよう土地の管理者等に対して、指導を行います。

## ③ 市民及び関係機関との連携

不法投棄等の防止対策に当たり、市職員だけでは、広範囲な市域をカバーすることができないため、市民及び関係機関と連携して行います。

# (4) 有害廃棄物対策の推進

## ① 感染性廃棄物の適正処理の推進

感染性廃棄物については、不適正処理が行われた場合には、特に病原体による健康への影響が懸念されます。病院への立入調査を実施し、管理体制の充実、処理状況の把握、分別・保管などの施設内管理の徹底等、感染性廃棄物の適正処理について指導します。

## ② PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管している事業者は、保管状況等を届け出るとともに、処分されるまでの間、廃棄物処理法の基準に従い保管することになります。PCB廃棄物を保管している事業者への立入調査を実施し、適正な管理・保管について指導します。

## ③ 有害物質使用事業場への立入調査

有害物質を使用する事業場から排出される廃棄物について、その適正処理が行われなかった場合、人の健康や生活環境に重大な影響が生じます。このため、有害物質を使用する事業場への立入調査を実施し、適正処理について指導します。

# 3 基本方針3 廃棄物に対する意識の高揚・醸成

## (1) 事業者への啓発強化

### ① 関係団体と連携した取組

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会等の関係団体と連携して研修会を実施し、事業者への情報提供や啓発を図ります。

## (2) 市民の理解と協力意識の醸成

### ① 住民と事業者のコミュニケーションの促進

住民と事業者はともに地域社会の一員として、互いの理解を得られるよう、コ

コミュニケーションを活発にする必要があります。住民と事業者がコミュニケーションを積極的に実施するよう働きかけます。

### (3) 情報の管理・公開の推進

#### ① 積極的な情報提供と情報公開の推進

排出事業者、処理業者、市民及び行政がそれぞれの役割を担う必要があるため、市が取得した情報を積極的に公表するよう努めます。

#### ② 関係主体による情報共有

産業廃棄物に係る事務を行う都道府県及び政令市の間で、必要な情報を交換し、共有するよう努めます。

#### ③ 電子申請、届出の推進

産業廃棄物に係る様々な申請や届出が提出されていますが、行政手続の効率化、迅速化を図るため、電子申請の利用を推進します。

## 第5章 産業廃棄物の種類ごとの対応

### 1 汚泥

- (1) 実態調査の結果によれば、汚泥の発生量は約305千トンで全体の約29%を占めており、化学工業から約188千トン、水道業から約40千トン、非鉄金属製造業から約23千トンが発生しています。
- (2) 発生量の約76%、約231千トンが主に脱水により減量化され、約16%、約50千トンが主に堆肥や建設資材として再生利用され、埋立最終処分される量は約2.5%、約8千トンです。
- (3) 下水道及び上水道施設から排出される汚泥や公共工事から発生する建設汚泥については、資源化、減量化を推進し、最終処分量を減らします。
- (4) 化学工業、非鉄金属製造業等の製造業から排出される汚泥については、発生抑制、資源化、減量化を推進するため、多量排出事業者に対する指導、啓発を行います。

### 2 がれき類

- (1) 実態調査の結果によれば、がれき類の発生量は約532千トンで全体の約51%を占めており、ほとんどは建設業から発生しています。
- (2) 発生量の約31%、約165千トンが主に破砕により減量化され、約61%、約325千トンが主に建設資材として再生利用され、埋立最終処分される量は約2.5%、約13千トンです。
- (3) 公共工事に伴い発生するがれき類の減量化、資源化を推進し、市自らが模範となる工事を実施するよう努めます。
- (4) ひとたび大規模災害が発生すれば、膨大な量のがれき類が発生することが予想されます。災害廃棄物の処理に当たっては、行政はもとより廃棄物の運搬や処理などは民間業者と一体となり対応する必要があるため、県産業廃棄物協会中部支部と災害支援協定を締結するなど、日頃から民間団体との連携強化に努めています。

### 3 木くず

- (1) 実態調査の結果によれば、木くずの発生量は約52千トンで全体の約5%を占めており、ほとんどは建設業及び木材・木製品製造業から発生しています。
- (2) 発生量の約9.5%、約5千トンが主に破砕により減量化され、約88%、約46千トンが再生利用され、埋立最終処分される量は約1.2%、約0.6千トンです。
- (3) 主に製紙原料、ボイラー燃料として再生利用されていますが、さらなる再生利用を促進するため、新たな利用方法を含め、指導、啓発を行います。

### 4 動植物性残さ

- (1) 実態調査の結果によれば、動植物性残さの発生量は約33千トンで全体の約3.2%を占めており、ほとんどは食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業から発生して

います。

- (2) 発生量の約44%、約15千トンが主に焼却により減量化され、再生利用量は約35%、約12千トンで、埋立最終処分される量は約0.03%、約0.01千トンとわずかです。
- (3) 主に飼料、肥料として再生利用されていますが、さらなる再生利用を促進するため、新たな利用方法を含め、指導、啓発を行います。

## 5 廃プラスチック類

- (1) 実態調査の結果によれば、廃プラスチック類の発生量は約36千トンで全体の約3.5%を占めており、建設業、食料品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、自動車小売業など多岐にわたっています。
- (2) 発生量の約13%、約5千トンが主に破碎により減量化され、再生利用量は約48%、約17千トンで、埋立最終処分される量は約33%、約12千トンです。
- (3) 主に破碎、熔融され資源として販売されたり、木くずなどと混合されRPF燃料として販売されていますが、さらなる再生利用を促進するため、指導、啓発を行います。

静岡市産業廃棄物処理対策推進方針  
静岡市役所 環境局 廃棄物対策部 廃棄物対策課  
〒420-8602  
静岡市葵区追手町5番1号  
電話 054-221-1363  
FAX 054-221-1076